

# 山口県報

令和2年  
10月2日  
(金曜日)

## 目次

### ○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課)

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)

(厚政課)

### ○公告

令和二年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課)

……………四

### 山口県告示第三百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年十月二日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

令和二年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 テルモ山口株式会社

住 所 山口市佐山三番二二

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 テルモ山口株式会社

所在地 山口市佐山三番二二

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能 (本/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り
六五	五五〇	令和二、 一、一、一	令和二、 二、二、三	令和三、 一、一、一五	連 続 二四時間 変動なし

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

排水口	排水		水質		汚染物質		窒素		燐素		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐素 (mg/l)		

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

排水処理施設	項目		汚水		汚染物質		窒素		燐素		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
	処理前	処理後	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
ふつ硝酸廃液処理施設	七・五	九	八・五	二〇	二〇	三〇	三〇	一〇	一〇	一	一	〃
	七	九	六・五	一五五	一五五	六〇	六〇	〃	〃	二	二	一、七〇七・八
	一・四	七	二・一	八〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	二	二	二〇
												〃
												〃
												〃
												〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種別	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	一日当たり使用時間	季節的変動の要	工事着手予定		工事完成予定		使用開始予定	
								年	月	年	月	年	月
〃	製鉄	鉄筋コンクリート	二、〇〇〇	凝集沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既)					
〃	中和・活性汚泥												(設)

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種別	汚水		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐素 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
六五	一・四	二	八〇	八〇	一〇〇	一〇〇	八七、〇〇〇	八七、〇〇〇	二	二	〇・一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 1	排	水	口	七・五	六・五	八・五	二〇	二〇	三〇	三〇	一〇	一〇	一	一	八	一、七〇七・八	一、七〇七・八
-------	---	---	---	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---------	---------

山口県告示第三百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十月二日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業者 名 称	居宅介護事業者 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社ツクイ 横浜市港南区 上大岡西一丁 目六番一号	ツクイ山口	山口市大内御 堀六丁目二番 五号	訪問介 護	令和二、 一〇、一
医療法人岐陽 診療所	岐陽内科	周南市栄町二 丁目四一の二	訪問看 護	七、
一般社団法人 岩国薬剤師会	岩国薬剤師会 会営薬局	岩国市室の木 町三丁目六番 一三三号	居宅療 養管理 指導	平成三一、 一、
医療法人岐陽 診療所	岐陽内科	周南市栄町二 丁目四一の二	〃	令和二、 七、
株式会社ツク イ	ツクイ山口	山口市大内御 堀六丁目二番 五号	通所介 護	一〇、

山口県告示第三百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

山口県告示第三百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十月二日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名 住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業者 名 称	介護予防事業者 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社ツクイ 横浜市港南区上 大岡西一丁目六 番一号	ツクイ山口	山口市大内御堀 六丁目二番五号	訪問介 護	令和二、 一〇、一
医療法人岐陽 診療所	岐陽内科	周南市栄町二 丁目四一の二	訪問看 護	七、一
一般社団法人 岩国薬剤師会	岩国薬剤師会 会営薬局	岩国市室の木 町三丁目六番 一三三号	居宅療 養管理 指導	平成三一、 一、
医療法人岐陽 診療所	岐陽内科	周南市栄町二 丁目四一の二	〃	令和二、 七、



(二二二) 令和 2 年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催  
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第十六条第二項の規定により、令和 2 年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

令和 2 年 10 月 2 日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習会の種別

家畜人工授精に関する講習会

二 開催場所

防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業担い手支援部

美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間

令和 2 年 11 月 6 日(金曜日) から同年 12 月 8 日(火曜日) まで

四 受講者の定員

十五人

五 講習に係る家畜の種類

牛

六 講習科目

実 習	学 科		区 分
	専 門 科 目	一 般 科 目	
家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精	生殖器解剖	畜産概論	科 目
	繁殖生理	家畜の栄養	
	精子生理	家畜の飼養管理	
	種付けの理論	家畜の育種	
	人工授精	関係法規	

七 受講申込書の提出期限

令和 2 年 10 月 14 日(水曜日)

八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

一万八千四百二十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三―三四三四) 又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

令和 2 年 10 月 2 日印刷  
令和 2 年 10 月 2 日発行

発行所

山口県知事